

購入契約書（案）

品名及び数量	ノート型パソコン及びモニター 20台
契約金額	<u>¥0,000,000</u> (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額000,000円)
納入期限	令和8年3月31日
納入場所及び納入方法	公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 (福島市中町1番19号中町ビル6階)
契約保証金	納入又は免除

上記物品の購入するについて、発注者「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」を甲、受注者「0000」を乙とし、次の各条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書期限内に頭書の物品を当初の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、直ちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入通知を受けた日から10日以内に乙に立会いを求め物品検査を行い、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が、前項の検査に立ち会わないときは、甲は乙欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査したときは、速やかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が、検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ納入期限内又は甲の指定する期日までに取替え又は補充しなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、第2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けたときに、乙から甲へ移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、全て乙の負担とする。

(保証責任)

第6条 乙は、物品引渡し後1年間、乙の責めに帰すべき事由による物品の契約条件相違又は引渡し前の原因によって生じた物品の品質不良、数量不足、変質、その他の瑕疵につき補填の責めに任ずるものとし、かつ乙は代品の納入、瑕疵の補修、若しくは代金の減額のいずれか、又は代品の納入、若しくは瑕疵補修、及び代金の減額につき、甲から請求があるときは、これに応ずるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内(分納の期日を定めたときは、その期日まで。)に物品納入完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入完了見込みがあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収することを条件とし、納入期限の延長をすることができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限延長を認めるときは、その旨を乙に通知するとともに、当該納入期限延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙はこれに応ずるものとする。

4 本条第2項の遅延利息は、遅延日数に応じ納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力、その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで。)に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、速やかにその事由を詳記し、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めるときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払い)

第9条 甲は、乙の適切な支払請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなし、前項2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号いずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が納期内に物品持込みを終えられないとき。

(2) 乙が納期内に明らかに納入できないと認められるとき。

(3) 乙が解除を申出たとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正な行為があったとき。

(5) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(6) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合において、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納入しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納入しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

(1) 前条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙が、その債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するとみなす。

(1) 乙について破産手続開始決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納入しなければならない。

（契約の変更等）

第12条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納入しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

（1） 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2） 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3） 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足が生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の

提出を求めることができる。

- 3 甲は、乙が前項の規定に違反し質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避をしたときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(疑義についての協議)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の各条項又は仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 17 条 前条の規定による疑義が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を所管する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保存する。

令和 年 月 日

甲 住所 福島県福島市中町 1 番 19 号
中町ビル 6 階

氏名 公益財団法人

福島イノベーション・コースト構想推進機構
理事長 斎藤 保

印

乙 住所

氏名

印